

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の定める書面)

2026 年 8 月 21 日

シンメンテホールディングス株式会社

2026 年 8 月 21 日

株式交換に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

東京都品川区東品川四丁目 12 番 6 号
シンメンテホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 内藤 秀雄

シンメンテホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社三機サービス（以下「三機サービス」といい、当社と三機サービスを総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した、別紙 1 の 2026 年 7 月 15 日付け株式交換契約（以下「本件株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三機サービスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）
別紙 2 のとおりです。
3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
別紙4のとおりです。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第4号イ）
別紙5のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第5号）
本株式交換については、会社法第799条第1項の規定により異議を述べることのできる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

株式交換契約書

シンメンテホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社三機サービス（以下「乙」という。）は、2026 年 7 月 15 日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を会社法 767 条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、乙を会社法 768 条 1 項 1 号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：

商号：シンメンテホールディングス株式会社

住所：東京都品川区東品川四丁目 12 番 6 号

乙：

商号：株式会社三機サービス

住所：兵庫県姫路市阿保甲 576 番地 1

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第 10 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、1.920 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1.920 株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金の額：0円

資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

利益準備金の額：0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年12月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認）

1. 甲は、2026年9月4日又は甲及び乙が別途合意する日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、2026年8月28日又は甲及び乙が別途合意する日に、株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（取締役及び監査役の選任）

甲は、第6条に定める甲の株主総会において、別途乙が指名する5名の取締役候補者及び2名の監査役候補者が甲の取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認に関する決議を求める。但し、当該取締役選任議案及び監査役に基づく選任の効力は、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日に生じる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせる。

第9条（剰余金の配当等）

1. 乙は、2026年5月31日を基準日として、1株当たり30円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする

剰余金の配当を行わないものとし、かつ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わない。

第 10 条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第 11 条（本契約の変更及び解除）

1. 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行又は本株式交換後の経営体制の構築に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに第 6 条に定める甲又は乙の株主総会による本契約の承認が得られなかった場合、第 7 条に定める甲の株主総会による取締役選任議案の承認が得られなかった場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 13 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図る。

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

別紙2 本株式交換の対価の相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	三機サービス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.920
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：11,179,572株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

三機サービス株式1株に対して、当社株式1.920株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、当社が保有する三機サービス株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が三機サービスの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における三機サービスの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有する三機サービス株式に代えて、その保有する三機サービス株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の当社株式を交付する予定です。また、当社が交付する株式については、新株式（11,179,572株）の発行により対応する予定です。

なお、三機サービスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する三機サービスの取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（三機サービスが譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、三機サービスが無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、三機サービスの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる三機サービスの株主の皆様については、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

○ 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなる三機サービスの株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するために、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として J a p a n B l u e M & A アドバイザリー株式会社（以下「JBMA」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして T M I 総合法律事務所を選定し、三機サービスは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

当社においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である JBMA から 2026 年 7 月 14 日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所からの助言、当社が三機サービスに対して 2026 年 5 月中旬から 6 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、三機サービスにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」に記載のとおり、三機サービスのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから 2026 年 7 月 14 日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言、三機サービスが当社に対して 2026 年 5 月中旬から 6 月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、三機サービスの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、三機サービスは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

以上のとおり、両社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である JBMA、三機サービスの第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

JBMA のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、当社に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、本株式交換に関して当社との利益相反に係る重要な利害関係を有していません。JBMA によれば、JBMA は、みずほ銀行との間の情報隔壁措置等の適切な利益相反回避のための体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位

とは独立した立場で株式交換比率の算定を行っているとのことです。当社は、J BMAとみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、当社とJ BMAは一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため本株式交換におけるファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての職務を行うにあたり十分な独立性が確保されていることから、当社がJ BMAに対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し特段の問題はないと判断しております。

なお、本株式交換に係るJ BMAに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。また、本株式交換に係るマクサス・コーポレートアドバイザーに対する報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行や本株式交換が不成立となった場合に三機サービスに相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等を勘案しますと、本株式交換の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

② 算定の概要

(i) J BMAによる算定

J BMAは、株式交換比率について、当社の普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、また、三機サービスの普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価基準法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況の評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を評価手法として用いて、算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下の通りです。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.540 ～ 1.745
類似企業比較法	1.581 ～ 1.967
DCF法	1.103 ～ 2.420

市場株価基準法においては、2026年7月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式交換比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、J BMAがDCF法による算定の前提とした各社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社については、2028年2月期において、前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、三機サービスについては、2027年5月期において、前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、また、2029年5月期及び2030年5月期において、営業利益率の向上及び前事業年度対比運転資本増加額の減少により、フリ

ー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

J BMAは、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びJ BMAに提供された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、J BMAは両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。J BMAは、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたこと、及び、三機サービスから提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、三機サービスの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。J BMAは、当社及び三機サービスの事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J BMAの株式交換比率の算定は、2026年7月14日までにJ BMAが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、J BMAの算定は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(ii) マクサス・コーポレートアドバイザーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザーは、株式交換比率について、三機サービスの普通株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、また、当社の普通株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、両社ともに市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社ともに比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を評価手法として用いて、算定を行いました。

各評価手法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下の通りです。

算定手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法	1.540 ～ 1.745
類似会社比較法	1.244 ～ 2.095
DCF法	1.246 ～ 1.952

市場株価平均法においては、2026年7月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の株価終値単純平均値を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果をもとに株式交換比率のレンジを算定いたしました。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しております。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーがDCF法による算定の前提とした三機サービスの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年5月期は前事業年度に生じた運転資本の一時的な増加要因が解消することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、公開情報及びマクサス・コーポレートアドバイザーに提供された情報等を原則とし

てそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、マクサス・コーポレートアドバイザーは両社及びその関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。マクサス・コーポレートアドバイザーは、三機サービスから提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、三機サービスの経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたこと、及び、当社から提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点で可能な最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザーは、三機サービス及び当社の事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。マクサス・コーポレートアドバイザーの株式交換比率の算定は、2026年7月14日までにマクサス・コーポレートアドバイザーが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーの算定は、三機サービスの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の効力発生日は2026年12月1日を予定しており、三機サービス株式は2026年11月27日付で上場廃止（最終売買日は2026年11月26日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、三機サービス株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することができなくなりますが、本株式交換により三機サービスの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、基準時において三機サービス株式を53株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける三機サービスの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において、53株未満の三機サービス株式を保有する三機サービスの株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することになる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取請求をすることが可能です。詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1. 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、三機サービスの株主の皆様は、最終売買日である2026年11月26日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する三機サービス株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換において上場会社である三機サービスが会社法第768条第1項第1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）となることから、両社は、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

両社は、本株式交換における株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は、両社から独立した第三者算定機関である J BMA を選定し、2026 年 7 月 14 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、三機サービスは、両社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーを選定し、2026 年 7 月 14 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。各算定書の概要は上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換の株式交換比率が両社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、当社は T M I 総合法律事務所を、三機サービスは日比谷中田法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、T M I 総合法律事務所及び日比谷中田法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本日現在において、両社の間には人的関係や取引関係はなく、また、本株式交換については、有価証券上場規程第 441 条に規定される「MBO 等に係る遵守事項」は適用されないことから、本株式交換にあたって、特別な措置は講じておりません。

3. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める金額といたします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(添付のとおり)

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、依然として物価変動の影響下にあり、未だ先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻くメンテナンス業界におきましては、今年に入り中東情勢の緊張の高まり等を背景に原油価格の上昇が見られるなど、エネルギーコストを巡る環境は不透明な状況が継続しております。一方、このような影響もあり、設備維持管理費用の削減ニーズは引き続き高い水準にあります。こうした環境のもと、当社グループでは、お客様の設備状況に応じた省エネサービスを提案し、過剰なエネルギー消費の抑制を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しております。

また、2025年7月15日付で公表した「中期経営計画2026-2028【人の三機】～『ビジョン2030』実現に向けた成長加速～」においては、2030年の目指す姿として「安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュース（クリエイト）する会社」を掲げ、2026年5月期からの3年間で成長加速期と位置付けました。2030年へ向けて、人的資本への積極的な投資を継続し、人財価値の最大化と事業拡大の両立に邁進しております。

このような環境下において、当社グループは、長年培ってきたサービスエンジニアの技術力、ノウハウ、組織力を核にし、お客様の保有する建物の設備の修理や保全メンテナンスを広エリアで一括アウトソーシングしていただくトータルメンテナンスサービスや、データ分析に裏付けられた予防保全、省エネ設備更新等の事業拡大に注力してまいりました。また、これらと合わせて、当社保有の研修センターにおいて、実際に修理や導入される機器を用いた研修・指導を通し、社内のメンテナンスエンジニアが設備・設計やメンテナンス等のサービスを一貫して提供する多能工化の推進や新入社員の早期育成に取り組んでおります。

この結果、メンテナンス事業において、多店舗展開型を中心に展開するトータルメンテナンスサービスでは既存顧客を中心に受注が増加し、メンテナンスサービスでは大型設備更新案件により売上高が拡大しました。加えて、建設関連製品サービス事業においても、個別案件の受注が寄与し、業績が堅調に推移しました。

これにより、売上高は24,253,454千円(前年同期比17.5%増)、売上総利益は5,066,927千円(前年同期比7.9%増)となりました。また、販売費及び一般管理費は、3,896,784千円(前年同期比6.1%増)となりました。これらの結果、営業利益は1,170,142千円(前年同期比14.6%増)、経常利益は1,174,412千円(前年同期比15.0%増)、親会社株主に帰属

する当期純利益は853,361千円(前年同期比23.8%増)となりました。

セグメントの業績については、次のとおりであります。

メンテナンス事業におきましては、主に空調機器、厨房機器、電気設備及び給排水衛生設備等のあらゆる設備のメンテナンスを行っております。建設関連製品サービス事業におきましては、主に各種建物を対象とした金属製ドア・シャッター・サッシの製造及び販売、取付工事を行っております。

	メンテナンス事業	建設関連製品 サービス事業	調整額(注)
売上高 (前年同期比)	21,696,770千円 (16.8%増)	2,591,654千円 (25.0%増)	△34,970千円
セグメント利益 (前年同期比)	1,070,004千円 (17.7%増)	103,365千円 (7.2%減)	△3,227千円

(注) 売上高の調整額はセグメント間の内部売上高又は振替高であります。また、セグメント利益の調整額はセグメント間取引によるものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は150,730千円であります。主な内容は次のとおりであります。

機械・工具の購入	59,807千円
事務所等の開設及び改修による設備等の取得	35,560千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2023年 5 月期)	第 47 期 (2024年 5 月期)	第 48 期 (2025年 5 月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2026年 5 月期)
売 上 高(千円)	14,733,528	19,430,983	20,636,072	24,253,454
経 常 利 益(千円)	579,289	758,787	1,021,045	1,174,412
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益(千円)	452,926	467,894	689,068	853,361
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	73.25	72.77	106.98	132.30
総 資 産(千円)	8,353,011	8,612,585	9,948,182	10,151,666
純 資 産(千円)	3,833,596	4,214,183	4,812,812	5,629,711
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	596.79	655.09	746.67	872.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。
3. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは以下のとおりであります。
- | | | | |
|------|----------|-------------|-----------|
| 第46期 | 2022年10月 | 譲渡制限付株式の発行 | 8,977千円 |
| | 2022年12月 | 株式交換による新株発行 | 576,000千円 |
| 第47期 | 2023年10月 | 譲渡制限付株式の発行 | 10,554千円 |
| 第48期 | 2024年10月 | 譲渡制限付株式の発行 | 12,280千円 |
| 第49期 | 2025年10月 | 譲渡制限付株式の発行 | 13,020 千円 |
4. 第49期の状況につきましては、前記「(1) ① 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2023年 5 月期)	第 47 期 (2024年 5 月期)	第 48 期 (2025年 5 月期)	第 49 期 (当事業年度) (2026年 5 月期)
売 上 高(千円)	14,054,650	16,739,766	17,476,808	20,525,778
経 常 利 益(千円)	640,311	742,485	906,697	1,026,724
当 期 純 利 益(千円)	435,002	452,012	613,128	757,457
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	69.90	70.19	95.19	117.43
総 資 産(千円)	7,310,097	7,209,940	8,620,589	8,742,029
純 資 産(千円)	3,867,474	4,119,485	4,629,666	5,285,534
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	595.12	640.37	718.26	819.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
上海三機大樓設備維修有限公司（注）	中国上海市浦東 新区	818千米ドル	100.0%	メンテナンス事業
株式会社兵庫機工	兵庫県姫路市	35,000千円	100.0%	建設関連製品サー ビス事業
長沼冷暖房株式会社	新潟県新潟市 西蒲区	20,000千円	100.0%	メンテナンス事業
株式会社Sanki Next Repair	東京都江東区	25,000千円	100.0%	メンテナンス事業

（注）当社代表取締役社長 北越達男氏が董事長（代表取締役）を兼務しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループには、設立当初よりメーカー指定店としての「空調メンテナンスサービス」と、そこで培われた技術力をもとに、直接お客様を開拓して空調機器も含めた施設の付帯設備のメンテナンスを一括で受託してファシリティーマネジメントを行い、施設の資産価値を高める「トータルメンテナンスサービス」、そしてインバータ化等、環境改善にも貢献する「省エネサービス」があります。今後、当社グループが更なる成長を遂げるためには、24時間・365日稼働しているコールセンターに蓄積された技術力やメンテナンスノウハウを活かすことにより事業拡大を図るとともに、基幹システムによる業務プロセスの改善等により、業務効率化を進め、利益率を向上させることが必要となります。そのため、次の項目を当社の対処すべき課題として認識しております。

① トータルメンテナンスサービスの品質向上

トータルメンテナンスサービス事業の成長を図るためには、コールセンター及び事業部門の効率化と品質向上が不可欠です。そのために、コールセンターのオペレーターの知識・対応力向上のための徹底した教育・指導を継続的に行ってまいります。また、多様なメンテナンスサービスを迅速に提供するために管理業務等の標準化も行っております。さらに、当社は全国のパートナーとの連携によりサービスを提供しておりますが、サービスの品質・顧客の満足度向上のためには、パートナーの新規開拓及びサービスレベルの維持・向上が重要な経営課題であると認識しております。パートナーの新規開拓を行う専属部署を中心に、継続してパートナーの技術力やサービス品質の確認や教育等を実施することにより、今後もサービスレベルの向上に努めてまいります。

② 新たな環境ビジネスの創出

当社グループは、空調の省エネ化に関する専門的なノウハウを有していますが、今後は省エネ商材の範囲を拡大し、環境・省エネビジネスの事業拡大を図ることが課題であると認識しております。そのために、環境・省エネビジネスを他企業とのアライアンスなどを通じて空調以外の設備機器やメンテナンスから派生する設備全体の省エネ化に関する領域にも広げ、当社グループの新たな成長ドライバーにしていきたいと考えております。

③ サービス内製化の強化

当社グループは、利益率向上や事業拡大のために、多種多様な設備機器に関するメンテナンスノウハウの向上を図る必要があります。当社研修センターでは、メンテナ

ンスの技術研修を行うための実機を設置し、社内のメンテナンスエンジニアのレベルに応じた研修・指導を行っております。また、研修・指導により社内のメンテナンスエンジニアが設備・設計から施工・配置、メンテナンスまでのサービスを担う多能工化を推進し、更なる事業拡大を図ってまいります。

④ 営業体制の強化

当社グループのお客様は、多店舗・多棟展開企業である小売業、飲食業、イベント施設、医療・介護・福祉施設と多岐にわたっており、それぞれのお客様のニーズを的確に把握できる専門知識の高い営業力が必要となります。そのために、部門ごとに分かれていた営業組織を集約し、空調メンテナンスサービスや、トータルメンテナンスサービス、省エネビジネスといった、複数のサービス提案ができる営業体制を強化してまいりました。また、営業部門は、引き続き提案先の業界構造や課題を分析しターゲットを明確化することで、お客様のニーズや課題を的確に捉えソリューション活動を推進し、お客様満足度を向上させてまいります。

⑤ ITシステムの競争力の強化

当社グループは、システムにより店舗構造や業態により課題が異なるトータルメンテナンスサービスの情報を一元管理し、メンテナンスサービスの品質の向上や省エネ提案の強化を行い、管理業務の効率化を図ることが重要課題であると認識しております。今後も必要なIT投資を行い、競合他社との差別化を図ってまいります。

⑥ 海外事業収益力の強化

当社は、国内で蓄積されたメンテナンスノウハウや省エネ提案を海外へ展開することで、新たな市場でシェアを広げていく必要があると考えております。そのために、グループ内の経営資源配分の最適化を進めるとともに、顧客基盤の開拓やアライアンスを通じた新商材開発などの事業支援を行ってまいります。

⑦ サステナビリティ経営の強化

当社は、企業価値向上のため人的資本の拡充、気候変動リスクへの対応、ガバナンスの強化などに取り組むべきであると考えております。当社は、メンテナンスエンジニアを中心とした労働集約型のビジネスであり、人的資本に関する取り組みを重要な経営戦略と位置づけております。当社の企業理念を具現化でき、付加価値が高いサービスを提供できる優秀なエンジニア等を多く確保するため、公平でより戦略的な人事制度を推進してまいります。また、今後は気候変動リスクやガバナンス等のテーマについても、一層取り組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

事業区分	主 要 な 内 容
メンテナンス事業	各種設備機器のメンテナンス
建設関連製品サービス事業	建物や施設の建設、改修のための製品を提供・サービスする事業

(6) 主要な事業所（2026年5月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県姫路市
東 京 セ ン タ ー	東京都江東区
横 浜 セ ン タ ー	神奈川県川崎市多摩区
静 岡 セ ン タ ー	静岡県静岡市駿河区
浜 松 セ ン タ ー	静岡県浜松市中央区
東 海 セ ン タ ー	愛知県名古屋市中川区
大 阪 セ ン タ ー	大阪府吹田市
神 戸 セ ン タ ー	兵庫県神戸市長田区
姫 路 セ ン タ ー	兵庫県姫路市
札 幌 セ ン タ ー	北海道札幌市東区
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区
江 坂 営 業 所	大阪府吹田市
和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
新 潟 営 業 所	新潟県新潟市中央区
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市若林区
京 都 営 業 所	京都府京都市南区
鹿 児 島 事 務 セ ン タ ー	鹿児島県鹿児島市
子 会 社 上海三機大樓設備維修有限公司	中国上海市
子 会 社 株 式 会 社 兵 庫 機 工	兵庫県姫路市、兵庫県神戸市
子 会 社 長 沼 冷 暖 房 株 式 会 社	新潟県新潟市西蒲区
子 会 社 株式会社Sanki Next Repair	東京都江東区

(注) 当社における「センター」は各地域の営業拠点であります。

(7) 使用人の状況（2026年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 631（69）名 （前期比 32名増 （6名減））

(注) 使用人数は就業人員であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
560（69）名	28名増 （6名減）	39.5歳	7.2年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	80,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	76,679千円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,583,485株
- ③ 株主数 5,914名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 中 島 産 業	975,000株	15.1%
シンメンテホールディングス株式会社	630,000株	9.8%
UHPartners 2投資事業有限責任組合	445,300株	6.9%
中 島 義 兼	425,006株	6.6%
光通信KK投資事業有限責任組合	379,000株	5.9%
中 島 諒 子	344,500株	5.3%
UHPartners 3投資事業有限責任組合	255,800株	4.0%
中 島 悠 希	233,344株	3.6%
三機サービス従業員持株会	227,163株	3.5%
中 島 薫 子	225,000株	3.5%

(注) 持株比率は自己株式（130,791株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	7,000株	4名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	中 島 義 兼	
代 表 取 締 役 社 長	北 越 達 男	上海三機大樓設備維修有限公司董事長 株式会社兵庫機工取締役
取 締 役 副 社 長	越 智 玲 緒 奈	事業本部長 上海三機大樓設備維修有限公司董事
専 務 取 締 役	川 崎 理	経営管理本部長兼人事戦略部長兼法務部長 上海三機大樓設備維修有限公司監事
取 締 役	正 木 範 昭	
取 締 役	藤 田 ひ ろ み	(株)ジェイ・ソル代表取締役
常 勤 監 査 役	飼 馬 誠	学校法人桃山学院理事
監 査 役	北 岡 昭	北岡税理士事務所所長
監 査 役	荻 野 正 和	たつの法律事務所所長 カワセコンピューターサプライ(株)取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役正木範昭氏及び取締役藤田ひろみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役北岡昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役正木範昭氏、取締役藤田ひろみ氏、監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員（執行役員含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等

の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- b. 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月数の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、7月に支給する。業績連動報酬等は、基本報酬の0%～20%の幅で支給額を決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

- c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程に定められており、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定しております。なお、発行できる普通株式の総数は年30,000株以内となっております。

- d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、業績連動報酬等と業績連動報酬等以外の報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が基本報酬の20%の場合、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8：1.5：0.5となります。
（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

- e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役会にて役位に応じて決定された上限と下限の範囲内において決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められた方法により算定されるが、最終的に取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	177,080 (10,800)	138,949 (10,800)	25,296 (－)	12,835 (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	15,525 (6,000)	15,525 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	192,605 (16,800)	154,474 (16,800)	25,296 (－)	12,835 (－)	9 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度中に職務執行の対価として取締役4名に対して譲渡制限付株式報酬を7,000株交付しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2023年8月25日開催の第46期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2018年8月28日開催の第41期定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2023年8月25日開催の第46期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。
4. 取締役会は、代表取締役社長北越達男氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額（または数）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月の達成度合いであり、また、当該業績指標を選定した理由は、連結当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと判断したためであります。業績連動報酬等の額の算定方法は、業績指標の達成状況等に応じて算定しております。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1.（2）財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	主な兼職先会社名	兼職の内容
取 締 役	正木 範昭		
取 締 役	藤田 ひろみ	(株)ジェイ・ソル	代表取締役
監 査 役	北岡 昭	北岡税理士事務所	所長
監 査 役	荻野 正和	たつの法律事務所 カワセコンピューターサプライ(株)	所長 取締役（監査等委員）

(注) 当社と社外取締役及び社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	正 木 範 昭	当事業年度に開催された取締役会14回（定時12回、臨時2回）全てに出席いたしました。建築や設計関連の経験を通じて培われた高い見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	藤 田 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会14回（定時12回、臨時2回）全てに出席いたしました。様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	北 岡 昭	当事業年度に開催された取締役会14回（定時12回、臨時2回）全てに出席いたしました。税理士として税務、財務及び会計に精通した専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会19回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	荻 野 正 和	当事業年度に開催された取締役会14回（定時12回、臨時2回）全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会19回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 RSM清和監査法人

② 報酬等の額

	RSM清和監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、公益社団法人 日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、以下の基本方針を決定し、業務の適正、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

イ．当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業理念に定める『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の価値観を共有して事業に取り組み、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指します。

■ ミッション

空間インフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること

■ ビジョン

国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社

■ バリュー

社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する

- ・コンプライアンス規程を定め、研修等により意識向上の徹底に努めています。
- ・内部通報規程を定め、企業行動規範、コンプライアンス規程等の違反の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行うこととしております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は文書管理規程により適切に保存及び管理を行うこととしております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて定期的に報告を受けております。

ニ．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うための内部統制委員会を毎年実施することとしております。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。子会社については、子会社管理規程を定め、子会社管理部門によりモニタリングを行うほか、子会社管理部門と各子会社が連携し、炙り出したリスクを計量化したうえで、全社的対応を行っています。また、災害・事故等の発生時に、迅速かつ的確に対応する為に、危機管理マニュアルの作成等、体制管理を進めております。

ホ．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画・単年度の経営計画を作成し、これをベースに毎月、計画と実績の検証を行います。また、組織規程や決裁権限基準を定めることにより、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を構築しています。

ヘ．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実施し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしております。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。

チ．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・評価・異動及び懲戒は監査役会の意見を徴してこれを尊重します。

リ．監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査基準において、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事異動等に関する監査役の同意権及び監査役の補助業務への従事体制の確保等について定めております。

ヌ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。

ル．子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役員、使用人が法令等の違反行為や不正行為等、当社または当社子会社に損害がおよぶ恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社監査役または監査役会へ報告することとしています。当社は、監査役、監査役会へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を徹底しております。

ヲ．前記ヌ．ル．における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役監査基準において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取り扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。

ワ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

カ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の権限、重要な会議への出席、取締役への改善指示の報告など、監査が実効的に行えるよう監査役監査基準を定めています。また、常勤監査役が知り得た情報を監査役会にて共有し、より実効的な監査ができる体制を整えとともに、監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設けております。

コ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

i．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。

ii．反社会的勢力排除に向けた整備の状況

(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を整備しています。

・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報を

もとに調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。

- ・反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(b) (公財) 暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度(2025年6月1日から2026年5月31日まで)における運用状況の概要は下記のとおりとなっています。

イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業理念に定める『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の価値観を共有して事業に取り組み、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。また、企業理念を振り返ることができるような動画メッセージを、社内のネットワークに掲載し、企業理念の浸透を図っています。
- ・コンプライアンス体制は、企業倫理綱領を制定し、取締役及び使用人の倫理観を明確にすることで意識の向上を図っております。また、専用部署(コンプライアンス室)による定期かつ全社的な教育研修の実施と啓蒙活動により、コンプライアンスの遵守を促しております。
- ・内部通報制度の運用については、内部通報規程を定め、企業行動規範、コンプライアンス規程等の違反の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、契約書又は覚書等に暴力団排除条項を記載し、取引先様の理解を得て、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・財務報告の有効性に関する評価並びに各部署における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行っています。また、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として取締役会に報告を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程等により重要文書の保存、管理についての規程を定め運用しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて定期的に報告を受けております。

ニ、当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うための内部統制委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。子会社については、子会社管理規程を定め、子会社管理部門によりモニタリングを行うほか、子会社管理部門と各子会社が連携し、炙り出したリスクを計量化したうえで、全社的対応を行っています。また、災害・事故等の発生時に、迅速かつ的確に対応する為に、危機管理マニュアルの作成等、体制管理を進めております。

ホ、当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定款、法令及び社内規程に従って、重要な経営の意思決定を行っております。また、業務執行取締役の業務執行状況の報告を定期的に受けております。

ヘ、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実施し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。

ト、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。

なお、チ及びリの事項につきましては、使用人を配置しておりませんので、運用については記載しておりません。

ヌ、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。

ル、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役員、使用人が法令等の違反行為や不正行為等、当社または当社子会社に損害がおよぶ恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社監査役または監査役会へ報告することとしています。当社は、監査役、監査役会へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止し、その旨を徹底しております。

ロ、前記ヌ、ル、における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役監査基準において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取り扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。

ワ、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に係る費用については、事業年度ごとに予算計上しておりますが、監査役が当該費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

カ、その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席するとともに取締役会議事録等の重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めています。

- ・監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設けており、当年度につきましては、代表取締役、社外取締役及び会計監査人との意見交換を実施いたしました。

ヨ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び運用の状況

i．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。

ii．反社会的勢力排除に向けた運用の状況

(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を運用しております。

- ・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。

- ・反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(b) (公財) 暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1)基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2)基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、2024年8月28日開催の第47期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認をいただいて導入いたしました。

当社は、「空間のインフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること」を企業理念のミッションとして、設備機器のメンテナンスを通して環境負荷低減を実現し、社会に貢献しております。

当社の企業価値の源泉は、創業以来、一貫して技術者の「内製化」にこだわり、社内に蓄積された技術ノウハウを活かし、お客様に快適・安心を提供し続けております。また、設備の保守・トラブル対応のほか、近年益々重要視されつつある省エネニーズを捉え、ユーザーの視点に立った提案型営業を行う等、管理会社とは一線を画す対応力を内在しております。

そして、コールセンターを核とした日本全国24時間365日空調保守が可能な社内体制とパートナーネットワークを活用して、全国規模で迅速な対応が可能な体制を構築するとともに、コールセンターで収集した一次データを独自のITシステムを通じた分析に活用する等、当社の提供価値の基盤となっております。

当社は、企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

①空調保守の技術とノウハウの更なる蓄積と多能工化の推進

自社技術者が培った技術・ノウハウは暗黙知の形式をとることも多く、マニュアルによる標準化等を通じて、技術・ノウハウを「見える化」し、次世代への伝承を推進します。また、当社事業において特に高付加価値の分野での多能工化をさらに強化し、当社研修センターでの教育訓練を通じて技能習得を効率化してまいります。

②地域特性にあった再現性の高い営業体制の確立とお客様業界エキスパートの育成による、よりお客様を理解した提案営業推進

46期より営業部門を首都圏、中部、近畿等の地域特性にあったサービスを提供できるような体制にし、個々に蓄積したお客様や業界特有のニーズを集約することにより、より効果的な提案営業を推進できる体制となりました。お客様のニーズを的確に捉え、更なる信頼をいただけるように、営業力の強化を一層推進してまいります。

③ITシステムを活用した業務の効率化によるお客様サービスレベルの向上とコスト削

減

2021年5月期に導入したITシステムの本格稼働により、当社において高付加価値の源泉となるオペレーションの労力を新ITシステムの運用効果で効率化し、更なる生産性向上とお客様への質の高い提案やサービス提供をしてまいります。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営をゆだねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意見に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及び当社企業集団の歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼすのかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、買付者による支配株主の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

(4)上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保・向上することに資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること。
- ・企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的としていること。
- ・本プランの存続には、株主の意思が反映される仕組みとなっていること。
- ・独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示が徹底されるものであること。
- ・対抗措置の発動には合理的な客観的発動要件は設定されていること。
- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.sanki-s.co.jp>）をご参照ください。

なお、当社は2026年7月15日開催の取締役会において、シンメンテホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議しております。本株式交換は、当社取締役会が賛同し、株主の皆様へ承認をお願いする友好的な企業再編取引であり、本基本方針において想定する当社株式の大規模買付行為には該当しないことから、本基本方針の適用対象とはしておりません。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,319,557	流 動 負 債	3,937,373
現金及び預金	2,292,233	支払手形及び工事未払金	2,112,781
受取手形、売掛金及び契約資産	5,098,371	短期借入金	87,610
未成工事支出金	131,512	1年内返済予定の長期借入金	115,307
原材料及び貯蔵品	37,580	リース債務	5,263
その他	765,276	未払法人税等	147,547
貸倒引当金	△5,416	賞与引当金	289,883
固 定 資 産	1,829,120	その他	1,178,980
有 形 固 定 資 産	738,093	固 定 負 債	584,580
建物及び構築物	311,063	長期借入金	123,367
機械装置及び運搬具	80,790	リース債務	11,957
工具、器具及び備品	35,306	役員退職慰労引当金	58,640
土地	296,007	退職給付に係る負債	145,364
リース資産	14,925	資産除去債務	20,221
無 形 固 定 資 産	105,683	繰延税金負債	74,045
ソフトウェア	85,457	長期未払金	150,885
のれん	15,939	その他	100
リース資産	1,380		
その他	2,907	負 債 合 計	4,521,954
投資その他の資産	985,343	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	478,065	株 主 資 本	5,442,132
長期前払費用	144,609	資 本 金	616,652
退職給付に係る資産	34,399	資 本 剰 余 金	1,081,227
繰延税金資産	159,961	利 益 剰 余 金	3,850,702
その他	170,707	自 己 株 式	△106,450
貸倒引当金	△2,400	その他の包括利益累計額	187,579
繰 延 資 産	2,988	その他有価証券評価差額	178,697
創立費	456	為替換算調整勘定	8,881
開業費	2,532		
資 産 合 計	10,151,666	純 資 産 合 計	5,629,711
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,151,666

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 販売 営業 受 受 受 受 為 受 雑 営 支 租 寄 そ 経 特 特 税 法 法 当 親	上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高
	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	及 及 及 及 及 及 及 及 及 及	益 益 益 益 益 益 益 益 益 益
	業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	外 外 外 外 外 外 外 外 外 外	利 利 利 利 利 利 利 利 利 利
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	当 当 当 当 当 当 当 当 当 当
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	家 家 家 家 家 家 家 家 家 家
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	差 差 差 差 差 差 差 差 差 差
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	家 家 家 家 家 家 家 家 家 家
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	差 差 差 差 差 差 差 差 差 差
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	差 差 差 差 差 差 差 差 差 差
	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 取 取 取 取 取	差 差 差 差 差 差 差 差 差 差
税金等調整前当期純利益		1,174,412	
法人税、住民税及び事業税		309,602	
法人税等調整額		11,625	
当期純利益		853,361	
親会社株主に帰属する当期純利益		853,361	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	616,652	1,081,220	3,158,483	△119,463	4,736,893
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△161,142		△161,142
親会社株主に帰属する 当期純利益			853,361		853,361
自 己 株 式 の 処 分		7		13,013	13,020
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	7	692,219	13,013	705,239
当連結会計年度末残高	616,652	1,081,227	3,850,702	△106,450	5,442,132

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	68,214	7,704	75,919	4,812,812
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△161,142
親会社株主に帰属する 当期純利益				853,361
自 己 株 式 の 処 分				13,020
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	110,482	1,177	111,660	111,660
当連結会計年度変動額合計	110,482	1,177	111,660	816,899
当連結会計年度末残高	178,697	8,881	187,579	5,629,711

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,770,240	流 動 負 債	3,050,792
現金及び預金	1,648,967	工事未払金	1,593,477
受取手形	415,318	1年内返済予定の長期借入金	105,299
		リース負債	739
売掛資産	2,710,805	未払金	204,094
契約工事支出金	1,191,292	未払費用	220,322
原材料及び貯蔵品	68,442	未払法人税等	126,303
前払渡費	21,941	未払消費税等	113,895
前払費用	99,183	契約負	349,207
そ の 他 金	69,331	預り引当金	54,132
貸倒引当金	545,046	賞与引当金	276,669
	△88	そ の 他 金	6,648
固 定 資 産	1,971,788	固 定 負 債	405,703
有形固定資産	334,414	長期借入金	90,540
建物	203,622	長期リース負債	811
構築物	2,625	退職給付引当金	143,447
機械及び装置	2,093	退職資産除去費	19,918
工具、器具及び備品	34,088	長期未払金	150,885
土地	91,984		100
無形固定資産	85,167		
商標権	576		
ソフトウェア	83,138		
リース資産	1,380		
電話加入権	72		
投資その他の資産	1,552,207	負 債 合 計	3,456,495
投資有価証券	235,516	(純 資 産 の 部)	
関係会社出資金	13,800	株 主 資 本	5,202,692
関係会社株式	876,606	資 本 金	616,652
出資金	1	資 本 剰 余 金	1,081,227
長期貸付金	29,167	資 本 準 備 金	1,078,152
長期前払費用	139,284	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,075
前払年金費	34,399	利 益 剰 余 金	3,632,037
敷金及び保証金	72,971	利 益 準 備 金	20,000
繰延税金資産	154,986	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,612,037
そ の 他 金	18,984	別 途 積 立 金	20,000
貸倒引当金	△23,511	繰越利益剰余金	3,592,037
		自 己 株 式	△127,225
		評価・換算差額等	82,841
		その他有価証券評価差額	82,841
資 産 合 計	8,742,029	純 資 産 合 計	5,285,534
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,742,029

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から)
(2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当期首残高	616,652	1,078,152	3,068	1,081,220	20,000	20,000	2,995,722	3,035,722	△140,238	4,593,357
事業年度中の 変 動 額										
剰余金の配 当							△161,142	△161,142		△161,142
当期純利益							757,457	757,457		757,457
自己株式の 処 分			7	7					13,013	13,020
株主資本以 外の項目の 事 業 年度中の 変 動 額 (純額)										
事業年度中の 変 動 額 合 計	－	－	7	7	－	－	596,315	596,315	13,013	609,335
当期末残高	616,652	1,078,152	3,075	1,081,227	20,000	20,000	3,592,037	3,632,037	△127,225	5,202,692

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当 期 首 残 高	36,308	36,308	4,629,666
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△161,142
当 期 純 利 益			757,457
自 己 株 式 の 処 分			13,020
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	46,533	46,533	46,533
事業年度中の変動額合計	46,533	46,533	655,868
当 期 末 残 高	82,841	82,841	5,285,534

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月27日

株式会社三機サービス

取締役会 御中

RSM清和監査法人
神戸事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 潔 弘
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 成 田 将 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三機サービスの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三機サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2026年7月15日開催の取締役会において、シンメンテホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で経営統合契約及び株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月27日

株式会社三機サービス
取締役会 御中

RSM清和監査法人
神戸事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 潔 弘
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 成 田 将 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三機サービスの2025年6月1日から2026年5月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2026年7月15日開催の取締役会において、シンメンテホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で経営統合契約及び株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月30日

株式会社三機サービス 監査役会

常勤監査役 飼 馬 誠 ㊟

監査役 (社外監査役) 北 岡 昭 ㊟

監査役 (社外監査役) 荻 野 正 和 ㊟

以 上

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

上海三機大樓設備維修有限公司

株式会社兵庫機工

長沼冷暖房株式会社

株式会社Sanki Next Repair

2025年12月1日に株式会社Sanki Next Repairを設立したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三機大樓設備維修有限公司の決算日は12月31日、株式会社兵庫機工の決算日は3月20日、長沼冷暖房株式会社の決算日は3月31日および株式会社Sanki Next Repairの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、株式会社兵庫機工および長沼冷暖房株式会社は同日現在の計算書類を使用し、上海三機大樓設備維修有限公司および株式会社Sanki Next Repairは3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金…個別法

原材料……………総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～60年

機械装置及び運搬具 5年～17年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ、リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

イ、創立費

5年間で均等償却しております。

ロ、開業費

5年間で均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金

役員の慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理の方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理することにしております。

③ 小規模企業等における簡便法

一部の国内連結子会社は退職一時金制度を設けており、その一部について中小企業退職金共済制度（中退共）に加入し、勤続年数に応じて月額定額掛金を設定し拠出しております。また、一部の国内連結子会社は中退共に加入しており、勤続年数に応じて月額定額掛金を設定し拠出しております。なお、国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

ロ、収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 定期契約によるメンテナンスや個別修理等は、履行義務が一時点で充足される取引であり、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

② 契約期間に基づく保守メンテナンスサービス及び維持管理業務は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、経過期間に応じて収益を認識しております。

③ 工事契約による既設設備の更新工事や新築設備工事などは、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗に基づく収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合によっております。また、少額かつごく短期の工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ハ、のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり充足される工事請負契約における工事収益総額及び工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり充足される工事請負契約の売上高 2,718,925千円

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

工事請負契約については、期間がごく短い工事請負契約を除き、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、工事原価総額の見積額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出し、完成工事高は当該進捗度に工事収益総額を乗じて算出しております。

なお、工事収益総額及び工事原価総額の見積りは個別の工事ごとに作成される実行予算書を基礎としております。

(3) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事収益総額及び工事原価総額の見積りに用いた主要な仮定は、工事の完成引渡しまでに必要となる資材、外注費及び経費などであり、所管部門の仮定及び判断が含まれております。

(4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、工事契約を取り巻く状況の変化による資材や外注費等の市場価格の変動、設計内容や仕様の変更等によって影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性を伴います。そのため、こうした事象の発生により見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産（帳簿価額）

建物	10,365千円
土地	120,800千円
合計	131,165千円

②担保に係る債務（帳簿価額）

1年以内返済予定長期借入金	4,284千円
長期借入金	14,292千円
合計	18,576千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 612,649千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(3) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,870,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	1,820,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	6,583,485株	－株	－株	6,583,485株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	137,791株	－株	7,000株	130,791株

(注) 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年8月28日 定時株主総会	普通株式	161,142	25	2025年5月31日	2025年8月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	193,580	30	2026年5月31日	2026年8月31日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産に限定して運用し、また資金調達については、短期的な運転資金及び設備投資資金として銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建預金及び外貨建金銭債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、流動性リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で5年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、与信管理規程に基づき、見積提出及び受注時に信用調査を行っております。また、個別の取引毎に支払条件等の確認を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、入金・支払情報データ等に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新しております。また、複数の金融機関から融資枠を確保しており、機動的に資金調達が可能とな

る体制を整えております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち8.63%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び工事未払金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	478,065 千円	478,065 千円	－ 千円
資産計	478,065	478,065	－
(1) 長期借入金 (注) 1	238,674	235,122	△3,551
(2) リース債務 (注) 2	17,220	16,860	△360
負債計	255,894	251,982	△3,911

(注) 1. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

2. リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	478,065	－	－	478,065
資産計	478,065	－	－	478,065

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	235,122	—	235,122
リース債務	—	16,860	—	16,860
負債計	—	251,982	—	251,982

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利による長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価については、元利金の合計額を長期借入金の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	メンテナンス事業	建設関連製品サービス事業	
定期（注）1	2,905,501	—	2,905,501
修理（注）2	8,831,615	—	8,831,615
工事（注）3	9,932,882	2,583,454	12,516,337
顧客との契約から生じる収益	21,670,000	2,583,454	24,253,454
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	21,670,000	2,583,454	24,253,454

（注）1. 定期契約による点検・清掃等

2. 定期メンテナンスによる事前修理、突発的な緊急修理等

3. 設備機器の更新工事、建物設備の設置工事等

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 （4）会計方針に関する事項 ⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ロ. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,973,341	3,481,505
契約資産	1,165,113	1,616,865
契約負債	390,486	480,312

契約資産は、主に工事契約による空調設備更新等の大型工事において、履行義務の充足に係る進捗に基づいて認識した収益に係る未請求の完成工事未収入金であります。契約資産は、請求が行われた時点で売上債権へ振り替えられます。

契約負債は、主にメンテナンス契約及び工事契約における顧客から受領した前受金であります。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、219,710千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において231,904千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から15年の間で収益を認識することを見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	872円46銭
1株当たり当期純利益	132円30銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(経営統合契約及び株式交換契約の締結)

当社及びシンメンテホールディングス株式会社（以下「シンメンテHD」といい、当社とシンメンテHDを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年7月15日に開催された両社の取締役会において、両社対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決定いたしました。これに伴い、両社は、本経営統合の実現に向け、シンメンテHDを会社法第767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、当社を会社法第768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、2026年7月15日付で経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換は、シンメンテHDにおいては2026年9月4日開催予定の臨時株主総会、当社においては2026年8月28日開催予定の第49期定時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を得ることを条件として、2026年12月1日を効力発生日として実施する予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社普通株式は株式会社東京証券取引所スタンダード市場において2026年11月27日付で上場廃止（最終売買日は2026年11月26日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は次のとおりです。

1. 株式交換を行う理由（本経営統合の目的）

当社は、1977年7月、三洋空調システムサービス株式会社（現 パナソニック産機システムズ株式会社）との業務提携を機に、株式会社兵庫機工から分離して兵庫県姫路市で設立され、「メンテナンスを核とした環境改善により社会に貢献する」を事業方針に掲げ、安心・快適な空間のインフラを提供することを目指しております。当社は、設立当初よりパナソニックグループのメーカーサービス指定店として大型空調機器のメンテナンスを行うほか、厨房機器、電気設備及び給排水衛生設備等を対象に、設計・施工から保守管理・修理までを一貫して担うトータルメンテナンスサービスを展開しており、国内及び中国・上海市にコールセンターを設置し、24時間365日体制で緊急修理に対応するとともに、近年は省エネルギー関連の設備更新工事や環境ソリューションへと事業領域を拡大しております。

一方、シンメンテHDは、1999年10月に創業し、2017年9月にシンプロメンテ株式会社と株式会社テスコを子会社とする持株会社体制へ移行しております。シンメンテHDグループの経営理念としては「夢新（むしん、ゆめあらた）」を掲げ、豊かな人生、豊かな社会の実現という夢をもち、新たな挑戦を続ける集団でありたいと考えております。シンメンテHDグループは、大手飲食業界や物販・小売業、介護業などを主要顧客として、店舗・施設の設備・機器及び内外装の不具合に対して、顧客本部に代わってメンテナンスを行うことを主たる事業としております。具体的には、日本全国の店舗・施設からのメンテナンス依頼をシンメンテHDグループで受け付け、依頼の種類、地域、内容等に応じて、日本全国で10,000社を超えるシンメンテHDの協力業者（メンテキーパー）から適切な業者を選定・手配し、店舗・施設の設備・機器及び内外装等の不具合を解決するメンテナンスサービスをワンストップで提供しております。

両社が事業を展開するメンテナンスサービス市場では、建物・設備の老朽化に伴う改修・更新需要に加え、省エネルギー・カーボンニュートラルへの対応、電力コストの削減、各種法規制への対応等を背景として、メンテナンスに対する需要は構造的に底堅く推移するものと両社は認識しております。その一方で、顧客がメンテナンス事業者を求める役割は、故障対応や単発の工事といった「都度型」の関係から、点検・修理・更新・予防保全・省エネルギー提案までを継続的に担う「継続的なパートナー」へと変化しつつあります。こうした環境の下では、個別の工事・スポット案件を積み上げる力に加え、顧客との継続的な関係を深めながら安定的・継続的なメンテナンス収益を積み上げていく力こそが、持続的な成長の鍵になると両社は考えております。

もっとも、こうした成長機会を捉えていくうえでは、両社に共通する経営課題も存在いたします。エネルギー・原材料価格の高騰や物流の不安定化に加え、労働力人口の減少に伴う人手不足の深刻化等を背景として、安定的なサービス提供体制の確保と、協力業者・専門人材のネットワークの維持・品質の確保が、両社に共通する課題となっております。さらに、顧客側におけるメンテナンスの内製化の動きや、業界再編による競争環境の変化も見込まれており、これらの環境変化に各社が単独で対応しながら持続的な成長を実現していくには、一定の制約があるものと両社は認識しております。

このような認識の下、両社は、ともに全国規模でトータルメンテナンスサービスを展開する同業のリーディングカンパニーとして、かねてより経営層同士の意見交換を重ね、相互の理解を深めてまいりました。その中で、対等な立場で互いの経営資源を持ち寄ることにより、いずれか一方では実現し得ない事業基盤の強化と企業価値の向上が可能になるとの認識を共有するに至りました。

そもそも本経営統合のきっかけは、約10年前に両創業者が面談を開始したことにあります。以来、両社の相互理解を深めるため、年1回程度の面談を重ねてまいりました。そして、両社間で協議・検討を進めていく中で、本経営統合の実施により、両社がこれまで培ってきた顧客基盤、専門人材、技術・ノウハウその他の経営資源を相互に活用し、サービス品質の向上及び経営効率の改善を可能にする強固な経営基盤を構築することで、顧客への提供価値の最大化と両社グループの更なる企業価値の向上に資するものと判断し、2026年7月15日開催の両社の取締役会において本経営統合の実施を決議し、両社間で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしました。

本経営統合は持株会社方式によるものとし、効率的に経営統合を進める観点から一般的に用いられ

ている手法を採用して、既に持株会社体制となっているシンメンテHDを持株会社として活用いたします。具体的には、両社の株主総会において本経営統合の承認が得られることを前提として、当社とシンメンテHDは本株式交換を行うとともに、シンメンテHDは、商号を「三機シンメンテホールディングス株式会社」に変更いたします。

本経営統合の事業面における意義は、両社の強みの方向性が相互に補完的である点にあります。当社は、300名を超える技術者による技術力・現場での実行力に強みを有しております。一方、シンメンテHDは、全国の多店舗顧客に対する受付・手配・案件管理等の司令塔機能を通じて、メンテナンスのプラットフォームを運営する力に強みを有しております。本経営統合により、両社はこれらの技術力とプラットフォーム運営力を融合させ、顧客基盤（顧客ポートフォリオ）の拡大と、既存顧客における取扱領域の拡大（顧客内シェアの拡大）を同時に推進するとともに、継続的なメンテナンスを起点として更新・予防保全・省エネルギー提案等へとサービスを広げることで、顧客への提供価値の最大化と企業価値の向上を目指してまいります。

両社は、本経営統合の実現により、以下のシナジーを想定しております。

(1) 顧客基盤の相互活用によるクロスセル機会の創出

両社は、それぞれ異なる業界において強固な顧客基盤を有しており、各社がこれまで培ってきた顧客との取引関係や業界知見には相互補完性があるものと認識しております。本経営統合後は、両社の顧客基盤を相互に活用し、顧客紹介等を実施することにより、クロスセルの機会を創出してまいります。これにより、両社が単独では十分にアプローチできていなかった顧客層へのサービス展開が可能となるほか、顧客に対してグループ全体で一気通貫のサービスを提供することで、顧客への提供価値の拡大に繋がるものと考えております。また、両社の営業担当者が有する顧客ニーズに関する情報や提案ノウハウを共有することで、顧客ごとの課題に応じたより付加価値の高い提案が可能となり、顧客満足度の向上及び継続的な取引関係の強化が可能と考えております。

(2) 技術やノウハウの共有によるサービス品質の向上

両社が取り扱っているサービスは、対象とする顧客課題や提供領域が異なっており、それぞれのサービス提供を通じて蓄積してきた技術やノウハウにも相違があります。本経営統合後は、両社が有する技術やノウハウを共有することで、提供するサービスの更なる品質向上を図ってまいります。具体的には、一方の会社が有する専門的な技術やノウハウを他方の会社のサービス提供プロセスに取り入れることにより、サービス品質の高度化や対応可能領域の拡大が可能になるものと考えております。また、両社の現場におけるベストプラクティスを相互に共有しながらも、それぞれの強みを活かした事業を展開することでグループ全体でのサービス品質向上を図るとともに、両社の知見を組み合わせた新たなサービスの開発にも取り組んでまいります。

(3) サービス提供体制に係るノウハウの相互活用による事業基盤の強化

両社の現在の主なサービス提供体制として、シンメンテHDが外注先ネットワークを活用したサービス展開を行っている一方、当社は自社従業員を中心としたサービス展開を行っています。本経営統合後は、外注先ネットワークの構築や管理のノウハウと自社従業員によるサービス提供に係る教育や業務標準化のノウハウを相互に共有し、自社従業員を活用した安定的かつ高品質なサービス提供体制と外注先ネットワークを活用した柔軟かつ拡張性の高いサービス提供体制を組み合わせ、事業基盤の強化を図ってまいります。また、需要の増減や地域ごとの人員確保状況に応じた柔軟な対応が可能となることで、対応力の向上や受注機会の最大化にも繋がると考えております。

(4) 営業拠点の相互活用及び最適化による営業エリア拡大とコスト効率化

両社は、それぞれ異なる地域に営業拠点を有しており、営業エリアの面でも補完関係にあります。本経営統合後は、両社の営業拠点を相互に活用することにより、これまで十分に営業活動を展開できていなかった地域においても顧客開拓を進め、営業エリアの拡大を図ってまいります。両社の営業拠点が重複していない地域においては、新たに活用が可能になる拠点の地域ネットワークを活用することで、より効率的に新規顧客へのアプローチを行うことが可能になると考えております。一方で、両社の営業拠点が重複している地域においては、顧客対応力や営業機能の維持を前提としつつ、両社の

独自性を保ちながらも、必要に応じて、拠点配置の最適化、営業人員の適正配置、重複業務の見直し等を進めることで、コストの削減及び営業効率の向上を図ってまいります。

(5) コーポレート機能の統合等による経営効率の向上

本経営統合後は、本社機能の効率化や上場維持コストの削減等により、管理部門のコストを削減し、グループ全体の経営効率を改善することが可能であると考えております。具体的には、管理部門における重複機能の見直しや業務プロセスの標準化を進めることで、コーポレート業務の効率化及び管理コストの削減を目指してまいります。また、長期的には、両社が利用している基幹システム等についても、業務上の必要性や移行リスク等を考慮しながら、段階的な統合を進めることで、システム運用コストの削減やデータ活用の高度化を図ることを検討してまいります。これにより、グループ全体としての経営管理体制を強化し、限られた経営資源をより成長性の高い領域へ重点的に配分することが可能になるものと考えております。

2. 企業結合日

2026年12月1日（予定）

3. 企業結合の法的形式

シンメンテHDを会社法767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、当社を会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換

4. 結合後企業の名称

シンメンテHDは、2026年12月1日（予定）に本株式交換の効力が発生することを条件として、その商号を「三機シンメンテホールディングス株式会社」に変更する予定です。

5. 取得企業を決定するに至った主な論拠

シンメンテHDが、本株式交換契約により当社の議決権の100%を取得し、完全子会社化することによるものです。

6. 本株式交換に係る割当ての内容

	シンメンテHD	当社
本株式交換に係る割当比率	1	1.920
本株式交換により交付する株式数	シンメンテHD株式：11,179,572株（予定）	

7. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

両社は、本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するために、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。シンメンテHDはJapan Blue M&Aアドバイザー株式会社、当社は、マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社に算定を依頼いたしました。両者は、各々が選定した第三者算定機関から提出を受けた株式価値の算定結果を参考に、慎重に協議を重ねた結果、当社の普通株式1株に対して、シンメンテHDの普通株式1.920株を割当てることと決定いたしました。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法によっております。

関係会社出資金……移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金…個別法

原材料……総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

構築物 10年～20年

機械及び装置 5年～17年

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生年度に一括して費用処理しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準）

・定期契約によるメンテナンスや個別修理等は、履行義務が一時点で充足される取引であり、顧客

にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

・契約期間に基づく保守メンテナンスサービス及び維持管理業務は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、経過期間に応じて収益を認識しております。

・工事契約による既設設備の更新工事や新築設備工事などは、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗に基づく収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合によっております。また、少額かつごく短期の工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり充足される工事請負契約における工事収益総額及び工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり充足される工事請負契約の売上高 1,082,993千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 238,054千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権

長期金銭債権 23,908千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,650,000千円

借入実行残高 ー千円

差引額 1,650,000千円

(4) 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債務 150,885千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高 32,296千円

仕入高 27,151千円

営業取引以外による取引高 12,731千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 当 末 の 株 式 数
普 通 株 式	137,791株	ー株	7,000株	130,791株

(注) 自己株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少分であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	87,067千円
未払費用	13,000千円
未払事業税	13,058千円
退職給付引当金	45,142千円
関係会社出資金評価損	25,625千円
減価償却費	28,873千円
減損損失	1,948千円
長期未払金	47,483千円
資産除去債務	6,268千円
株式報酬費用	17,834千円
その他	20,386千円
繰延税金資産小計	306,689千円
評価性引当額	△93,195千円
繰延税金資産合計	213,494千円
繰延税金負債	
工事未払金	6,800千円
前払年金費用	10,825千円
建物附属設備（資産除去費用）	2,839千円
その他有価証券評価差額金	38,042千円
繰延税金負債合計	58,508千円
繰延税金資産の純額	154,986千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.79%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.18%
住民税均等割	1.77%
税額控除	△5.98%
評価性引当額の増減	0.21%
その他	△0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.78%

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項（完成工事高及び完成工事原価の計上基準）に記載のとおりです。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	819円12銭
1株当たり当期純利益	117円43銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

別紙4 株式交換完全子会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本株式交換契約の締結

三機サービスは、2026年7月15日開催の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社、三機サービスを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 自己株式の消却

三機サービスは、本株式交換効力発生日の前日までに開催する三機サービスの取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（三機サービスが譲渡制限付株式報酬として役員に割り当てている譲渡制限付株式のうち、本株式交換の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されておらず、三機サービスが無償で取得する株式を含みます。また、本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。

3. 株主優待制度の廃止

三機サービスは、2026年7月15日開催の取締役会において、本株式交換の効力が発生することを条件に、2026年5月31日を基準日とする優待贈呈をもって株主優待制度を廃止することを決議いたしました。

別紙 5 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本株式交換契約の締結

当社は、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において、三機サービスとの間で、当社を株式交換完全親会社、三機サービスを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

以上